

## 姫路市居住支援協議会会則

### (名称)

第1条 本会は、姫路市居住支援協議会（以下「本会」という。）という。

### (目的)

第2条 本会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）に基づき、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）に対する賃貸住宅の供給の促進に関し住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議することにより、姫路市における福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに寄与することを目的とする。

### (協議事項)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事項について協議を行う。

- (1) 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に關すること。
- (2) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に關すること。
- (3) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動等住宅市場の環境整備に關すること。
- (4) その他目的達成のために必要な事項

### (会議)

第4条 本会は、市長が必要と認めたときに、別表に掲げるものの中から市長が指名する者をもって開催する。

- 2 市長は、会議の進行を行わせるために会長及び副会長を置くこととし、会長には都市局公共建築部住宅課を所管する都市局公共建築部参事を、副会長には健康福祉局保健福祉部長をもって充てる。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、第1項の規定による者以外の者の出席を求

めることができる。

(庶務)

第5条 本会の庶務は、姫路市都市局公共建築部住宅課において処理する。

(秘密の厳守)

第6条 本会に出席した者は、本会において知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。

(雑則)

第7条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この会則は、平成30年7月25日から施行する。

附 則

この会則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

区分	会員
宅地建物取引業者	(公社) 全日本不動産協会兵庫県本部姫路支部 (一社) 兵庫県宅地建物取引業協会姫路支部
福祉関係団体	(福) 姫路市社会福祉協議会
国の機関	神戸保護観察所姫路駐在官事務所
姫路市	都市局公共建築部（住宅課） 健康福祉局保健福祉部 健康福祉局長寿社会支援部 健康福祉局生活援護室 こども未来局こども育成部